

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還交渉資料第11巻

| | |
|-------|--|
| メタデータ | <p>言語:</p> <p>出版者:</p> <p>公開日: 2019-02-07</p> <p>キーワード (Ja): 佐藤総理, (社) 国際情勢研究会, 「沖縄等返還交渉について」の意見書, 南方連絡事務所の政経情報, 愛知大臣とロジャーズ長官及びスタンズ長官との会談, 岸特使のニクソン大統領及びロジャーズ長官との会談, 佐藤・ニクソン首脳会談, 佐藤総理のナショナル・プレスクラブでの講演と質疑, マスキー及びスコット上院議員ならびにランパート高等 弁務官の記者会見, 沖縄祖国復帰連盟, 不服申立制度の切換え</p> <p>キーワード (En):</p> <p>作成者: -</p> <p>メールアドレス:</p> <p>所属:</p> |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43639 |

土
地
家
庭
調
査
士
成
績

5/26 和利の送付書

アメリカ局長
参事
北米第一課長

条約課長
法規課長

土地家屋調査士試験等に
関する法務省との連絡について

5月1日 法務省 石原社書課長 及び 北米
第一課長 に対し (課長不在のため 寺田 幸
司 特選より 連絡あり) 送付書
を提出し、
中絶問題について 連絡を
取り、
下記のとおり 報告
した。

記

中絶等
決定 8月30日

1. 土地家屋調査士の試験を 6月15日
及び 7月4日 までの期間に実施する。

(注) 本件試験は、昭和43年6月5日付
法務省令(特選)第11号(昭和43年6月21日
制定)に基づき、
日付法律「中絶」による免許試験及び
免許資格の特例に関する措置は、
一環として実施するものとした。
(本件が実施については)
本令の特選は 従前通り、法務省では
土地の買得等に関する課長 []
に通知した。

2. 弁護士資格については、既に昭和43年試験
については、日下準備を進め、業
務上の都合により、
国庫次官 報告の連絡した。

米側との関係は、従来とも実施時期は、通達してはいるが、実施自体については、諮問を必要とする。



法務省民事甲第二二二一号

昭和四十五年五月十九日

法務省民事局長 新谷正夫

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

琉球政府法務局長 殿

昭和四十五年度における土地家屋調査士試験
の実施について（依命）

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法（昭和四十四年法律第四十七号。以下「法」という。）第三条第一項第二号の規定に基づき、昭和四十五年度における土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第五条第一項の規定による土地家屋調査士試験を別添官報公告のとおり行なうこととしたので、法第三条第二項の規定により通知します。

| |
|-------|
| 要処理 |
| |
| 首席事務官 |
| (南+) |
| 渉外調査 |
| 漁業 |
| 航空 |
| 科学協力 |
| 連絡調整 |
| 調査 |
| |
| 局 |



土地家屋調査士試験に関する公告(第...)

土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第五条の規定に基づき、昭和四十五年度における土地家屋調査士試験を次のとおり行なり。

昭和四十五年五月十一日

法務大臣 小林 武治

一 試験資格

年齢、性別、学歴を問わず、だれでも受験することができる。なお、測量士若しくは測量士補又は建築士となる資格を有する者は、第二次試験が免除される。ただし、沖縄の測量士若しくは測量士補又は建築士となる資格を有する者(沖縄の法令によりこれらの資格を与えられた者)については、本土の測量士若しくは測量士補又は建築士となる資格を有していない限り、第二次試験は免除されない(本土のこれらの資格の付与に関しては、沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法(昭和四

十四年法律第四十七号)第二十五条又は第二十七条を参照のこと。)

二 試験の期日

昭和四十五年八月三十日(日)

三 試験の課目及び時間等

1 試験の課目及び時間は、次表のとおりである。

| 試験区分 | 時 間 | 課 目 |
|-------|------------------------|--|
| 第一次試験 | 午前九時三十分から同十一時三十分までの二時間 | 次の事項で土地家屋調査士の業務を行なうにつき通常必要と認められるもの ① 土地家屋調査士に関する事項 ② 不動産の表示に関する登記に関する事項 |
| 第二次試験 | 午後二時から同三時までの二時間 | 次の事項で土地家屋調査士の業務を行なうにつき通常必要と認められるもの ① 平面測量(トランシット及び平板を用いる図根測量を含む。) ② 作図(縮図及び伸図並びにこれに伴う地図の表現の変更に関する作業を含む。) |

2 第一次試験の課目のうち、①の全部及び②の一部並びに第二次試験の一部については、いわゆる多枝択一式による問題を出

題することとするが、この多枝択一式の答案が一定の基準点に達しないものについては、他の問題の答案の採点を省略し、不合格とすることがある。

なお、試験はすべて筆記により行なう。

四 試験の場所

法務局及び地方法務局（ただし、鹿児島地方法務局にあつては、同地方法務局及び同地方法務局名瀬支局）並びに琉球政府那覇、宮古、八重山の各法務支局の所在地。

五 受験申請受付期間

昭和四十五年六月十五日（月）から七月四日（土）まで

なお、受験申請書を郵送する場合は、七月四日（土）までの消印があることを要する。

また、郵送による場合は、書留郵便によること。

六 受験申請受付場所

受験しようとする試験の場所を管轄する法務局又は地方法務局

（ただし、鹿児島地方法務局名瀬支局の所在地で受験しようとする者については、同支局）。なお、沖縄において受験しようとする者については、沖縄・北方対策庁沖縄事務局。

七 受験手数料

五百円の額に相当する収入印紙で納付すること。ただし、沖縄・北方対策庁沖縄事務局に受験申請書を提出する場合は、一ドル三十八セントのアメリカ合衆国通貨で納付することができる。

八 受験申請書等用紙の交付

受験申請書等用紙は、五月十一日（月）から法務局、地方法務局、鹿児島地方法務局名瀬支局、沖縄・北方対策庁沖縄事務局、琉球政府法務局及び那覇、宮古、八重山の各法務支局において交付する。

なお、郵便をもつて受験申請書等用紙を請求する場合は、住所、氏名及び郵便番号を記載して郵便切手をはりつけた定形の郵便封筒を同封すること。

九 合格者の発表

合格者の氏名は、昭和四十五年十一月十七日（火）の官報に公告する予定である。

なお、合格者本人には、土地家屋調査士試験合格証書を交付する。